

# 山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当共済事業資金運用管理細則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この細則は、山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当共済規程（以下「共済規程」という。）第38条に基づき、資金の運用及び管理について必要な事項を定める。

### (資金運用の目的)

第2条 山梨県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、共済規程に基づく退職手当金等の支払いを将来にわたり確実に行うため、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的に資金の運用を行う。

### (資金運用の原則)

第3条 資金運用の原則は、次の各号による。

- (1) 元本の安全性を確保すること
- (2) 支払準備資金や想定外の資金需要に備えた資金の流動性を確保すること
- (3) 安全性及び流動性を十分確保した上で、運用収益の最大化を図り、効率的な資金運用を追求すること

### (自家運用と委託運用)

第4条 資金運用は、収益の向上、コスト管理等の観点から、自家運用と委託運用の適切な分担のもとに行う。

## 第2章 自家運用

### (自家運用の基本原則)

第5条 自家運用にあたっては、運用商品は満期又は期限まで保有することを原則とする。但し、次の各号に該当する場合は、中途で解約又は売却することができる。

- (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 流動性を確保するためにやむを得ない場合
- (3) 安全性を確保し、効率性を向上するために、商品の入れ替えを行う場合

### (自家運用対象資産と運用)

第6条 自家運用の対象となる資産及び運用商品は次の各号による。

- (1) 預貯金  
普通預金、定期預金
- (2) 国内債券  
国債、政府保証債、財投機関債、公庫・公団債、地方債、その他会長が承認し安全性が高いと認められ、かつ有利と判断されたもの（日本の格付機関のうち1社以上が長期債務についてB B B以上と格付けしたものに限る。）

(預入金融機関)

第7条 預入金融機関は、安全性を第一に考えて、原則として格付機関から投資適格基準を満たす格付けを取得している金融機関とする。

第3章 委託運用

(委託運用対象資産と運用)

第8条 委託運用の対象となる資産は、次の各号による。

- (1) 国内債券
- (2) 外国債券
- (3) 国内株式
- (4) 外国株式

2 運用委託機関は、県社協が定める運用ガイドラインに沿って資産の運用を行う。

3 県社協が運用ガイドラインを定める際は、事前に基金運営委員会の承認を得ることとする。

(運用委託機関の選定)

第9条 運用委託機関の選定は、次の各号の項目を総合的に勘案して行う。

- (1) 退職共済制度に対する理解
- (2) 運用方針及び運用スタイル・手法
- (3) 運用管理体制
- (4) コンプライアンス体制
- (5) 報告及び情報提供体制
- (6) 資産運用の実績
- (7) 運用に要する費用等
- (8) 会計処理の簡便性

(運用状況の報告)

第10条 県社協は、運用委託機関から、原則として四半期ごとに資産の運用状況について報告書の提出を受ける。

(運用委託機関の評価)

第11条 運用委託機関の評価は、定量的評価に定性的評価を加えた総合的な評価で行う。

(1) 定量的評価

運用実績と目標収益率や市場平均（ベンチマーク）を比較することにより行う。

(2) 定性的評価

次の事項を踏まえて、総合的に行う。

- ・運用内容と運用方針の整合性
- ・運用に係る組織体制
- ・顧客サポート体制

- ・その他運用上の問題点の有無
- 2 運用成績が著しく不良である場合又は資金管理上重大な問題が生じた場合は、運用委託金額の変更又は委託契約の解除を行う。

#### 第4章 資金管理体制

##### (運用責任者)

- 第12条 この細則に基づく資金の運用にあたっては、常務理事を運用責任者とする。
- 2 運用責任者は、日常的に金融・市場動向を注視しながら、善良な管理者としての注意義務を遵守し、適切な運用管理事務を行う。

##### (運用実績の報告)

- 第13条 県社協は、資金の運用実績を毎年1回、共済契約者及び被共済職員に対して報告する。

##### (細則の変更)

- 第14条 この細則を変更しようとするときは、基金運営委員会の承認を経て、共済契約者の3分の2以上の同意を得なければならない。

#### 附則

- 1 この細則は、令和8年1月7日から施行する。